

令和 8 年 8 月 7 日
公益財団法人日本水泳連盟

本多灯選手の国際大会出場辞退について

平素より本連盟の活動に格別のご理解とご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、本連盟競泳日本代表選手である本多灯選手が、自家用車を運転中に人身事故を起こし、危険運転致傷の罪で起訴されていたこと、また、本件について本連盟への報告が発生及び起訴から相当期間を経た後となりましたことをご報告申し上げます。

まず何より、お怪我をされた被害者の方に心よりお見舞いを申し上げますとともに、関係者の皆様に多大なるご心配とご迷惑をおかけしておりますことを、深くお詫び申し上げます。

また、本件の把握及びご報告が遅れる結果となりましたことにつきましても、公益法人として社会に対する説明責任を果たすべき立場として重く受け止めており、深くお詫び申し上げます。

本連盟は、本件について報告を受けた後、直ちに事実関係を確認するとともに、慎重に協議検討を重ねてまいりました。その結果、本件の重大性に鑑み、我が国を代表して出場する国際総合競技大会の代表選手としての活動を継続することは適当ではないと判断し、本多選手本人とも協議のうえ、本多選手のパンパシフィック選手権及び第 20 回アジア競技大会（2026／愛知・名古屋）への出場を取りやめることといたしました。

なお、本事案の詳細につきましては、被害者の方のプライバシー保護及び関係機関による手続きへの配慮から、公表を差し控えさせていただきます。今後、公表すべき事項が判明した場合には、改めてご報告を申し上げます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

本連盟は、スポーツを通じて社会の信頼に応えるべき公益法人として、本件を極めて重く受け止めております。今後、本連盟倫理委員会における審議等、所要の手続きを進めるとともに、選手・指導者に対するコンプライアンス教育を一層徹底し、再発防止及び信頼回復に努めてまいります。

また、本多選手には、本件を真摯に受け止め、被害者の方への誠実な対応を尽くし、社会からの信頼回復に向けて真摯に取り組むことを強く期待しております。